

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会社保委員会規約

第1条（名称）

本委員会は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会社保委員会と称する。

第2条（事務局）

本委員会の事務局は有限責任中間法人日本造血細胞移植学会事務局に置く。

第3条（目的）

本委員会は、わが国における造血幹細胞移植に関する診療報酬体系のあり方を審議し、診療報酬改定時に造血細胞移植学会としての要望事項を提出し、造血細胞移植医療の向上と普及を推進することを目的とする。

第4条（事業）

本委員会の目的を達成するため造血細胞移植に関する次の事業を行う。

- 1) 診療報酬体系の妥当性を検証する。
- 2) 医療の包括評価制度（DPC）に関して、診断群分類（MDC）とそれに基づく診療報酬の妥当性を検証するために必要データの集積と分析を行う。
- 3) 保険未承認医療に関して、特定療養費制度等の活用を推進すべき診療行為の妥当性を有効性、安全性に基づいて検討する。
- 4) 保険承認薬や検査の保険外使用に関して、その妥当性を検討する。
- 5) 診療報酬体系の現状、問題点とその対策、見直しの方向性などを会員に周知する。
- 6) その他

第5条（委員）

本委員会の委員は、理事、評議員の約15名により構成され、その任期は2年とし、2期までを限度として再任を妨げない。

第6条（委員の選出）

委員は理事会で選出し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

第7条（委員長の選出）

委員長は理事が担当し、理事会で指名される。任期は2年とし、2期までを限度として再任を妨げない。

付則（任意団体より通算）

平成17年4月施行

平成19年2月15日改定

第一回の改選は平成18年度総会前理事会にて行う。